

POINT  
02

## 市内での合理的配慮実施例

民間事業者としてどのような配慮が考えられるのか、先進事業者の取組をご紹介します。(敬称略)

### 埼玉県信用金庫本庄支店の取組

#### 合理的配慮に対応した設備

車いす用スロープ



パリアフリートイレ



触覚記号対応ATM



#### 取り組んでいること

当金庫では、障害のある方への合理的配慮として、設備等の整備と、職員の対応の両面から取り組んでいます。設備等の整備としては、2011年から全店舗に触覚記号対応ATMや、コミュニケーションボード等を設置しています。今回の本庄支店のように店舗建替を対応力向上を図ります。今後とも職員一人ひとりの

埼玉県信用金庫本庄支店の職員にお話を伺いました。



新井 陸斗 さん(左)  
戸谷 麗子 さん

POINT  
03

## わたしたちが心がけること

事業者や行政機関だけでなく、まちで暮らす私たちにも、配慮を必要としている方へできることがあります。

障害のある方やヘルプマークを身に着けている方が困っている様子を見かけたら、例えば電車・バスの中では席を譲る、駅や商業施設等では声をかけるなど、配慮をお願いします。

### ヘルプマークとは...

外見からわからなくても配慮を必要としている方が、そのことを周囲に知らせるマークのこと



拡大すると...



#### 市のヘルプマーク交付窓口

障害福祉課 ☎ 25-1125  
支所市民福祉課 ☎ 71-5889

### CHECK 障害のある方や、その家族、地域住民等による団体の活動を支援します。

#### 令和6年度本庄市自発的活動支援事業補助金について

障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある方やその家族、地域住民等による地域の団体活動を支援し、心のバリアフリー推進や共生社会の実現を図ることを目的とした「本庄市自発的活動支援事業補助金」を交付します。

対象事業 ピアサポート活動、災害対策活動、孤立防止活動、

社会活動、ボランティア活動支援 など

補助額 1団体当たり上限5万円

募集期間 5月1日(休)～6月28日(金)

申込 必要書類を下記へ提出

※対象団体・事業や必要書類等について、詳しくは市HPへ。

★障害福祉課 ☎ 25-1125



市HP

特集

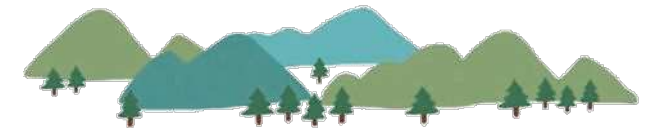
# 誰もが安心して暮らせるまちへ

— 地域で暮らす人びとがそれぞれの役割を果たしながら助け合い暮らしていく —  
4月から福祉に関する新たな制度や計画が始まっています。  
今回の特集では、「誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けた制度や取組についてお知らせします。



## 「障害者差別解消法」が変わりました

障害のある方もない方も、互いにその人らしさを認め合いながらともに生きることができる社会(共生社会)の実現が求められています。



障害者差別解消法(2016年4月施行)では、障害を理由とした不当な差別を禁止し、障害のある方の申し出に応じて、「合理的配慮」を行うよう、国や自治体に義務付けました。さらに4月からはこの「合理的配慮」の義務付けが民間事業者にも拡大されています。

この機会に、いま一度「共生社会」実現のためにご自身ができることについて考えてみませんか。

POINT  
01

## 何が変わるの？

### 民間事業者の障害のある方に対する

#### 合理的配慮が「義務化」されました

これまで国や自治体のみ義務化されていた障害のある方へ合理的配慮を行うことについて、民間事業者(個人事業主やボランティア活動を行うグループ等も含む)も、「義務化」されました。

2016年4月施行 →義務化 国・自治体

2024年4月施行 →義務化 国・自治体・民間事業者

### ※合理的配慮って？

障害のある方とない方が、同じく平等な社会生活を送れるよう、社会的な障壁を取り除くこと

#### 合理的配慮の具体例

- 車いす利用者用のスロープ設置
- 筆談や読み上げ、手話での意思疎通

